

議案第 39 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

第 4 条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度から令和 2 年度まで」に、「28, 620 円」を「23, 850 円」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23, 850 円」とあるのは、「39, 750 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「23, 850 円」とある

のは、「４６，１１０円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例第４条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。